

学校法人本山学園役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人本山学園（以下「法人」という）の寄附行為第13条第2項の規定により、常勤の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の職務執行にたいする報酬に関し必要な事項を定めるものである。

2 学園が設置する学校の長その他教職員が、寄附行為第7条第1号、第2号および第3号の定めによって理事に就任する場合の給与は、別に定める教職員給与規程、退職金規程あるいは年俸制契約および役職手当に従うものとし、本規程は適用されない。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬の種類は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員報酬
- (2) 在勤手当
- (3) 非常勤役員報酬
- (4) 賞与
- (5) 退職慰労金

(常勤役員報酬)

第3条 役員報酬額の予算および決算は、理事会で承認をえるものとする。

第4条 常勤役員報酬は月払いとし、役員報酬基準月額（別表1）に基づく報酬に、在勤手当基準の該当号棒（別表2）を加算して支給する。

2 役員の就任初年度報酬は、当該区分の役員報酬基準月額と在勤手当の第1号棒を支給する。

3 役員が良好な勤務状況で勤務した場合、次年度に在勤手当を1号棒昇号させるものとする。ただし、勤務状況が良好とは認められない場合、あるいは昇号を見送るべき事情あると判断される場合には、昇号させないことがある。

(賞与)

第5条 役員賞与は、役員賞与支給基準（別表3）に基づき、年2回に分けて支給する。

第6条 理事長は、業績評価（別表4）に基づき賞与支給額を決定することができる。

第7条 年度の途中で新たに常勤の役員になった者には、その月から報酬を支給する。常勤役員が退職し、また解任された場合には、その月までの報酬を支給する。

(教学指定職手当)

第8条 役員が教学指定職を担う場合には、別に定める「教学指定職の役職手当および給与に関する規程」により、役職手当を支給する。

(退職慰労金)

第9条 常勤役員が退任又は死亡した時は、退任あるいは死亡後3か月以内に、退職慰労金を支給する。常勤役員の退職慰労金の計算は、次の基準による。最終報酬月額は、各役職における在職最終年の賞与等を含む年間報酬総額の12分の1によって計算する。

最終報酬月額×在職年数×係数

係数は、常勤役員1、副理事長2、理事長3を基準とする。

なお在職年1年未満の者については、平均報酬月額の1カ月分に各役職区分の掛け率をかけた額を支給する。

2 在職期間の計算は、就任した日の属する月から、退任または死亡の日の属する月までとする。在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。

3 本規程導入以前に退職した役員の退職慰労金の算定基準は、在職最終年の給与総額の12分の1を最終報酬月額として計算する。

(交通費等)

第10条 役員の交通通勤に要する費用については、法人の支給規程により支給する。

2 役員が職務の執行にあたって、交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
(非常勤役員手当等)

第11条 非常勤役員の報酬は、日額3万円とする。

2 非常勤役員の交通等に要する費用については、法人の支給規程により支給する。
(役員報酬等の支払い方法)

第12条 役員の報酬等は、当該役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振込みの方法により、法令に基づき役員報酬から控除する金額を除いた額を支払うものとする。

第13条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、理事長が定める。
(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で決定する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。